

## 処遇改善加算の計画書は2月末まで！

来年度に向けて、介護報酬等の改定についても情報が出てくる時期になりました。介護報酬に関しては全体で0.54%の引き上げということですが、国は自立支援・在宅復帰を図る取り組みに加算をしていくという姿勢を明確にしており、方向性を見据えてしっかりと取り組んでいく必要があります。

また、4月からの処遇改善加算の計画については、2月末までに指定権者に提出せよ、という通知が出されています。昨年は制度改正があったため4月中旬が締め切りでしたが、今年に変更がないため従来どおりの期日となっています。忘れないようにお気をつけください。(障害福祉サービスも同様)

「昨年は準備が間に合わず加算Ⅱにしたけれど、来年度からはⅠを取りたい」「うちの事業所がⅠを取ることできるのだろうか」というご相談も多くいただいています。どんなに小さな事業所でも加算Ⅰを取っている例はありますし、それによってボーナスが払えるようになったという話もお聞きます。

さらに今回の報酬改定の議論の中で、加算Ⅳ・Ⅴについては廃止の方向で検討するとされました。今後は、より上位の加算が取れる体制整備が求められますし、キャリアパスの運用・活用がますます重要になってくると思われます。

## 配偶者控除が変わるとどうなるのですか？ ③

前回まで、配偶者控除と配偶者特別控除の説明をしてきました。巷では「103万円の壁が150万円にアップ」「150万円まで働けるようになる」と言われているようですが、注意しなければならないことがいくつかあります。(ここでは、夫の扶養に入っている妻という前提でご説明します)

①年収が103万円を超えると、妻本人に所得税が課税されるようになる。

所得税においては、基礎控除(全員に共通の控除)と給与所得控除の合計最低額が103万円となっています。

この数字が変わったわけではないため、年収が103万円を超えると妻自身に所得税が掛かることとなります。

②年収が130万円以上(大企業の場合106万円以上)になると、夫の社会保険の扶養に入れなくなる。

社会保険(健康保険・厚生年金)の扶養認定基準は、年収(見込)が130万円未満であることとされています。これを超える場合には、自身の勤め先で社会保険に加入するか、それができない場合は国民健康保険・国民年金に加入することとなります。(これがいわゆる「130万円の壁」)

また、平成28年10月から、従業員500人超の大企業で勤めるパートタイマー等は、月88,000円(年収106万円)以上になるとその会社で社会保険に加入することが義務づけられました。(106万円の壁)

③夫の勤務先によっては、配偶者手当などの支給要件を、「年収103万円以下」としている場合がある。

見落としがちなところですが、会社によっては配偶者手当(扶養手当)の要件設定をこのようにしていることがあります。その場合、103万円を超えると手当が付かなくなり、夫の給料が減ることとなります。

いろいろなハードルがあって複雑になってきました。次回もう少し詳しく見ていきたいと思います。

次回へ続きます

## セミナー参加受け付け中！

「人材育成・キャリアパスセミナー」第3弾、多くのお申込みをいただいております。まだ残席がありますので、お早目にお申込みください！

日時 平成30年3月5日(月) 13:30~16:00

会場 長野市若里市民文化ホール 会議室1

内容 「モチベーションアップにつなげる人事評価」  
「人事労務管理の最新情報」

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL: <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)